

宇治市公報

宇治市宇治琵琶33
発行 宇治市
総務・市民協働部
総務課
電話 22-3141 番
印刷 宇治市五ヶ庄北ノ庄17-7
株T-Flap

目次

条 例

- 条例第27号 宇治市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例……………（人事課）…2
- 条例第28号 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例……………（上下水道総務課）…2

規 則

- 規則第34号 宇治市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則……………（人事課）…2
- 規則第35号 宇治市職員休暇規則の一部を改正する規則……………（人事課）…3
- 規則第36号 宇治市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部……………（人事課）…3

告 示

- 告示第100号 市道路線の区域の変更……………（建設総務課）…4
- 告示第101号 市道路線の供用の開始……………（建設総務課）…4

公 告

- 公告第58号 雨水貯留施設（堀池貯留管）整備工事（その2）に係る一般競争入札の中止……………（契約課）…4

監 査 委 員

- 公表第17号 定期監査の結果に基づく措置の通知……………4

農 業 委 員 会

- 公告第8号 農業委員会定例総会の招集……………4

正 誤

- 2025年（令和7年）9月26日付け宇治市公報第2544号……………5

条 例

宇治市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

令和7年9月30日

宇治市長 松村 淳子

宇治市条例第27号

宇治市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
宇治市職員の育児休業等に関する条例（平成4年宇治市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び第2項」を「から第3項まで及び第5項」に改める。

第7条の2中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削り、「（以下「短時間勤務職員」という。）を除く」を「を除く。次条において同じ」に改める。

第8条の見出しを「（第1号部分休業の承認）」に改め、同条第1項中「部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ）」を「育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という）」に改め、「、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて」を削り、同条第2項中「第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項に規定する」を「第61条の2第20項の規定による」に改め、「（短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。）」を削り、「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第3項中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条の次に次の4条を加える。

（第2号部分休業の承認）

第8条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

- (1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて承認の請求があつたとき 当該勤務時間の時間数
- (2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて承認の請求があつたとき 当該残時間数

（育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間）

第8条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間）

第8条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

- (1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分
- (2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

（育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情）

第8条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小

学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第9条中「部分休業」を「育児休業法第19条第1項に規定する部分休業」に改める。

第10条を次のように改める。

（部分休業の承認の取消事由）

第10条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合における改正後の第8条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

（揭示済）

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

令和7年9月30日

宇治市長 松村 淳子

宇治市条例第28号

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年宇治市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「一部につき勤務しないことを」を「全部又は一部を勤務しないことを」に改める。

第17条第2項後段中「給料（）」を「」、「給料（）」に改め、「、第15条第2項中「小学校就学の始期」とあるのは「3歳」と」を削る。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

（揭示済）

規 則

宇治市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和7年9月30日

宇治市長 松村 淳子

宇治市規則第34号

宇治市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

宇治市職員の育児休業等に関する規則（平成4年宇治市規則第3号）の一部を次のように改正する。

第7条の2中「非常勤職員であつて、1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日がある」を削る。

第8条の見出し中「請求手続」を「請求等の手続」に改め、同条第1項中「は、部分休業承認請求書（別記様式第3号）」を「、育児休業法第19条第2項の規定による申出及び同条第3項の規定による変更（次項において「承認の請求等」という。）は、部分休業

簿」に改め、同条第2項中「承認の請求」を「承認の請求等」に改める。

別記様式第3号を削る。

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。

(揭示済)

宇治市職員休暇規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和7年9月30日

宇治市長 松村 淳子

宇治市規則第35号

宇治市職員休暇規則の一部を改正する規則

宇治市職員休暇規則（昭和26年宇治市規則第17号）の一部を次のように改正する。

目次中「第6章 雑則（第33条）」を

「第6章 職員に対する意向確認等（第33条―第35条）」に改

第7章 雑則（第36条）」

める。

第18条中「、配偶者」を「、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）」に改める。

第29条第3項中「、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した」を削る。

第31条第3項を次のように改める。

3 地方公務員の育児休業等に関する法律第19条第1項の規定による同条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日の介護時間については、1日につき2時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内の時間とする。

第33条を第36条とする。

第6章を第7章とし、第5章の次に次の1章を加える。

第6章 職員に対する意向確認等

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第33条 任命権者は、宇治市職員の育児休業等に関する条例（平成4年宇治市条例第13号）第11条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置

(3) 宇治市職員の育児休業等に関する条例第11条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、任命権者が定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

（要介護家族が介護を必要とする状況に至った職員等に対する意向確認等）

第34条 任命権者は、職員が要介護家族が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求等に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第35条 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施

(2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

(3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。

(揭示済)

宇治市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和7年9月30日

宇治市長 松村 淳子

宇治市規則第36号

宇治市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

宇治市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年宇治市規則第8号）の一部を次のように改正する。

第13条第3項中「、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した」を削除する。

第14条第2項中「を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した」を「につき」に、「範囲内」を「範囲内（地方公務員の育児休業等に関する法律第19条第1項の規定による同条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該減じた時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内）」に改める。

第19条を第22条とし、第15条から第18条までを3条ずつ繰り下げ、第14条の次に次の3条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした会計年度任用職員に対する意向確認等）

第15条 妊娠、出産等についての申出をした会計年度任用職員に対する意向確認等については、常勤の職員の例による。

（介護対象家族が介護を必要とする状況に至った会計年度任用職員に対する意向確認等）

第16条 介護対象家族が介護を必要とする状況に至った会計年度任用職員に対する意向確認等については、常勤の職員の例による

。（勤務環境の整備に関する措置）

第17条 会計年度任用職員の勤務環境の整備に関する措置については、常勤の職員の例による。

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。

（揭示済）

告 示

宇治市告示第100号

市道路線の区域の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、市道路線の区域を次のように変更します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 令和7年9月30日から14日間
令和7年9月30日

宇治市長 松村 淳子

路 線 名	区 間	前 後 別	幅員 (m)	延長 (m)	備 考
五ヶ庄 5 8 号 線	五ヶ庄芝ノ東 2 3 番地の 8	前	2 . 4	2 3 . 6	
	五ヶ庄芝ノ東 2 3 番地の 8		～ 3 . 8		
	五ヶ庄芝ノ東 2 3 番地の 8	後	3 . 0	2 3 . 6	
	五ヶ庄芝ノ東 2 3 番地の 8		～ 4 . 0		

（揭示済）

宇治市告示第101号

市道路線の供用の開始について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の市道路線の供用を開始します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 令和7年9月30日から14日間
令和7年9月30日

宇治市長 松村 淳子

路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
五ヶ庄58号線	五ヶ庄芝ノ東23番地の8 五ヶ庄芝ノ東23番地の8	令和7年9月30日

（揭示済）

公 告

宇治市公告第58号

雨水貯留施設（堀池貯留管）整備工事（その2）に係る一般競争入札の中止について

令和7年8月8日付け宇治市公告第47号で公告した一般競争入札を中止しますので、次のとおり公告します。

令和7年9月30日

宇治市長 松村 淳子

- 中止する一般競争入札
雨水貯留施設（堀池貯留管）整備工事（その2）に係る一般競争入札
 - 中止する理由
積算資料の一部に誤りがあったため
- 問合せ先 宇治市総務・市民協働部契約課
郵便番号 611-8501
所在地 京都府宇治市宇治琵琶33番地
電話番号 0774-20-8716
FAX番号 0774-20-8778
- （揭示済）

監 査 委 員

宇治市監査委員公表第17号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表します。

令和7年9月25日

宇治市監査委員

池上 哲朗
松岡 ゆかり
真田 敦史

- 監査の結果を公表した日
令和7年9月19日（宇治市監査委員公表第15号）
- 当該通知に係る事項
次のとおり。

監査対象 建設部 建設総務課

監査期間 令和7年5月1日～令和7年6月26日

監査結果（指摘事項）		措置状況等（改善内容）
1	道路占用料及び水路使用料収入状況について 調定の遅れが見受けられた。適正な事務の執行に努められたい。	再発防止に向け、課内へ事例報告を行い、宇治市財務規則に則して適正に処理するよう、課員に周知を図りました。 この度の原因は、調定票と納付通知書の決裁を切り分けて行っていたことで、現在は、調定票と納付通知書の決裁を同時に行う、または、納付通知書の決裁の際に調定票の写しを添付し、各決裁者毎に確認を行っております。

（揭示済）

農 業 委 員 会

宇治市農業委員会公告第8号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第1項の規定により、第27回宇治市農業委員会定例総会を、次のとおり招集します。

令和7年9月25日

宇治市農業委員会

会長 吉田 利一

開会日時 令和7年9月30日 10時00分
開会場所 宇治市役所 8階 大会議室
付議事項 1 農地法第3条の規定による許可申請に係る承認に

- ついて
- 2 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について
 - 3 専決事項の報告
 - 4 その他
- (揭示済)

正 誤

2025年（令和7年）9月26日付け宇治市公報第2544号中

ページ	欄	行	誤	正
1	左	上から 4行目	公金事務の委託につ いて	公金事務の委託